

審 第 2 0 6 4 号
答 申 第 4 9 6 号
平 成 3 0 年 2 月 6 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会
委員長 荘 司 久 雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成27年10月7日付け松健福第1324号による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

諮問第597号

平成27年9月7日付けで異議申立人から提起された、平成27年8月26日付け
松健福第1113号で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定に
ついて

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が、平成27年8月26日付け松健福第1113号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）で不開示とした情報のうち、別表2の開示すべき情報欄に記載した各情報は開示すべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成27年7月28日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求内容

「平成27年7月14日に発表された 精神保健指定医の指定を受けていない医師による措置診察の実施について に関する情報一切。たとえば、〇〇〇〇〇〇医大の件との関連を示す文書、起案文書、当該医師の選定についての文書、診察の命令書、プレスリリース、謝罪文、調査のための文書、FAX、電子メール、県精神神経科診療所協会や県内の精神科を標榜する医療機関への文書、懲戒処分、再発防止策、診断書、通報書などなど、他にもあれば無論そちらも含めてとにかく一切。全ての年度で。

請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして、いかなる決定であれ、当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。

また、事案の移送もお願いいたします。」

3 特定した対象文書

実施機関は、本件請求に係る対象文書として、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条による診察の実施について（松健福第1900号）」（以下「本件対象文書1」という。）、及び「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の規定による措置入院の決定について（松健福第1926号）」（以下「本件対象文書2」といい、本件対象文書1と併せて「本件対象文書」という。）を特定した。

4 実施機関による決定

実施機関は、本件請求に対し、本件決定を行った。

5 異議申立て

異議申立人は、本件決定を不服として、平成27年9月7日付けで異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件決定を取り消して、更に情報を特定し、請求した文書を全部開示する、との決定を求める。

2 異議申立ての理由

対象文書が本件決定で特定された分で尽くされるとは到底考えられない。文書の探索が不十分であるか、解釈上の不存在という判断が違法であるか、対象情報を情報公開の適用除外であると判断することが違法である。

また、本件不開示情報は、条例第8条第2号に該当しないか、または、たとえ該当したにしても開示を定めた同ただし書全てに該当する。

また、公益上の理由による裁量的開示を行うべきである。

3 意見書の要旨

千葉県のがんセンターが、開示した文書を見る限り、患者の保護者の続柄は開示している。

したがって、続柄は、条例第8条第2号に該当せず、開示すべきである。

医療機関の名称は、精神障害者の人権擁護の上で不可欠で重要な情報であり、〇〇〇〇〇〇医科大学病院の精神保健指定医（以下「指定医」という。）の指定医違法取得事件でも、様々な自治体が病院名まで開示している。

指定医は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「法」という。)第19条の4第2項により公務員であることから、指定医氏名は、条例第8条第2号ただし書ハに該当するため、開示すべきである。

調査に当たって面接があったか否かは、精神障害者の人権侵害の程度を判断する上で必要不可欠な情報であり、面接の有無だけでは他の情報と組み合わせたところで対象者を特定できたり、対象者の権利利益が害されることはない。したがって、面接の有無は、条例第8条第2号に該当しないか、たとえ該当したにせよ同号ただし書ロ及びハに該当するため、開示すべきである。

その他の情報は、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できる情報とは認められない分について、精神障害者の人権擁護のために最大限の開示をすべきである。

第4 実施機関の説明要旨

1 本件対象文書の内容

本件対象文書は、県又はその機関の意思を決定するために、その意思を行政文書として具体化するための事務処理について、決裁権者の決裁を得るための原案を作成した起案であり、法に基づき、県が実施した措置診察及び措置入院に関する行政文書及びその結果である。

本件対象文書1は、松戸保健所が法第24条通報（現行法第23条通報）を受理し、法第27条による事前調査を行った上、措置診察が必要であると判断したことから、指定医に診察命令をし、法第28条により被診察者の保護者に通知をするための行政文書である。

本件対象文書2は、措置入院病院管理者、措置入院者、措置入院者の保護者及び措置入院病院を管轄する保健所長宛てに、措置入院を決定した旨を通知するための行政文書である。併せて、当該入院者を指定病院に移送するための関係書類、当該入院者への告知文書及び本件について障害福祉課長に報告するための行政文書が含まれている。

2 不開示の理由について

本件対象文書のうち、実施機関が不開示とした部分は、いずれも個人に関する情報で、特定の個人が識別され（当該不開示情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わされることにより、特定の個人を識別することができる情報を含む。）、又は識別され得る情報であるため、いずれも条例第8条第2号に規定される個人情報である。

3 異議申立ての理由について

(1) 異議申立人は、「対象文書が現処分で特定された分で尽くされるとは到底考えられない。文書の探索が不十分であるか、解釈上の不存在という判断が違法であるか、対象情報を情報公開の適用除外であると判断することが違法である。」と主張しているが、本件以外の対象文書は不存在である。

(2) また、異議申立人は、「また、本件不開示情報は、条例第8条第2号に該当しないか、または、たとえ該当したにしても開示を定めた同ただし書全てに該当する。また、公益上の理由による裁量的開示を行うべきである。」と主張している。

しかしながら、不開示部分については、上記2で説明するとおり、条例第8条第2号の不開示情報に該当し、かつ条例第8条第2号ただし書には該当しないものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象文書について

(1) 本件対象文書1

本件対象文書1は、松戸保健所が法第24条通報（現行法第23条通報）を受理し、法第27条第1項の規定により事前調査を行った上、措置診察が必要であると判断したことから、指定医に診察命令を行い、法第28条第1項の規定により当該診察を行う旨を、被診察者の保護者に通知をするための起案文書及びその添付書類である。

上記文書は、起案用紙（その一）、伺い文が記載された起案用紙（その二）、診察命令書（2名分）、法の規定による診察の実施通知書（以下「診察実施通知書」

という。)、法の規定に基づく事前調査書(以下「事前調査書」という。)、精神障害者等通報受書(以下「通報受書」という。)、法第23条～第26条における申請及び通報に係る送付書(以下「送付書」という。)、精神障害者等の保護通知書(以下「保護通知書」という。)及び精神障害者等通報受付書(以下「通報受付書」という。)から構成されている。

(2) 本件対象文書2

本件対象文書2は、措置入院及び移送の決定を行い、その旨を、措置入院病院管理者、措置入院者、措置入院病院を管轄する保健所長、措置入院者の保護者及び障害福祉課長宛てに通知又は報告するための起案文書及びその添付書類である。

上記文書は、起案用紙(その一)、伺い文が記載された起案用紙(その二)、措置入院に関する診断書(2名分。以下「診断書」という。)、精神障害者の措置入院の決定に係る通知書(以下「措置入院決定通知書」という。)、移送に際してのお知らせ、措置入院命令書、保健所長宛ての、法第27条の規定による精神保健指定医の診察結果に係る通知書(以下「診察結果通知書(保健所)」という。)、関係者宛ての、法第27条の規定による精神保健指定医の診察結果に係る通知書(以下「診察結果通知書(関係者)」という。)、法の規定による精神障害者の申請・通報等の結果報告書(以下「報告書」という。)、措置入院のための移送に関する診察記録票(以下「診察記録票」という。)及び措置入院のための移送記録票(以下「移送記録票」という。)から構成されている。

2 本件決定について

実施機関は、本件対象文書のうち別表1の不開示とした部分欄に記載した各情報を、いずれも条例第8条第2号に該当するため不開示とする、として本件決定を行った。

しかし、異議申立人は、本件決定により不開示とした部分は、同号本文に該当せず、開示すべき旨主張している。

そこで、不開示部分に係る本件決定の妥当性について、以下検討する。

(1) 本件対象文書1について

ア 起案用紙(その一)の日付について

起案用紙(その一)の收受日、起案日、決裁日及び施行日(以下「收受日等」という。)の各欄には、それぞれ收受等を行った年月日が記載されている。

ところで、收受日等は、被通報者が措置診察を受けた時期に近接した日付であることから、それ自体では、特定の個人を識別することはできないが、診察命令書と一体として、被通報者の個人に関する情報であり、措置診察が、精神障害又はその疑いがある、極めて限られた者を対象に行われることからすると、上記情報は、通常他人に知られたくない、個人の機微に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

イ 起案用紙(その二)について

(ア) 日付について

起案用紙(その二)には、警察署長が通報を行った日付が記載されている。

上記情報は、それ自体では、特定の個人を識別することはできないが、上記書面に記載された被通報者の氏名等と一体として、被通報者の個人に関する情報であり、措置診察とその前提となる通報が、精神障害又はその疑いがある、極めて限られた者を対象に行われることからすると、被通報者が通報された時期を示す上記情報は、通常他人に知られたくない、個人の機微に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(イ) 指定医氏名について

起案用紙(その二)の、1、経費欄中の支出先欄には、診察を行った指定医の氏名が記載されている。

実施機関は、上記情報が条例第8条第2号に該当するため不開示としたと説明するが、措置診察は、法第19条の4第2項で定められた公務員としての職務に該当し、条例第8条第2号ただし書ハに定める公務員の職務遂行情報に当たると認められるため、措置診察を行った指定医の氏名は、同号により不開示とすることはできない。

ところで、同条第6号柱書では、「県の機関…が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がある情報を、不開示情報として定めている。

そこで、実施機関は不開示の理由とはしていないが、当審査会の職権により、上記情報が、同号柱書に該当するかを以下検討する。

まず、本件措置診察は、都道府県知事が必要と認めるときに指定医をして行われるものであり（法第27条第1項）、県の機関が行う精神保健福祉事業の一つであると認められる。

そして、指定医が行う診察は、病状の改善という共通目的のために、お互いの協力関係の下に行われる医師と患者の診療契約関係とは異なり、精神障害又はその疑いがある者に対して一方的に行われ、診断の結果、被診察者の意思にかかわらず、直接身体を拘束する措置入院の要否を判断するものであることに鑑みると、指定医の氏名を公表することにより、被診察者等から圧迫及び干渉を受ける可能性があり、公正適切な診察が困難になるおそれがある。

また、当審査会が確認したところ、措置診察を行う指定医の人は、実施機関が〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から毎月提供を受けている名簿に基づき行われているところ、実施機関の説明によると、仮に指定医の氏名を公表するならば、協力を拒否すると発言する指定医も存在するとのことであった。

そうすると、指定医の氏名を公にするとすれば、指定医の協力が得られなくなり、その結果、指定医の確保が困難になるばかりか、ひいては、県の機関が行う精神保健福祉事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

以上のことから、指定医の氏名は、条例第8条第6号柱書に該当し、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 指定医の所属について

また、起案用紙（その二）の、1、経費欄中の支出先欄には、指定医の所属が記載されている。

上記情報は、指定医の個人に関する情報であるが、特定の個人を識別することができるものとは認められない。

しかし、措置診察は精神科救急に係る業務であり、上記（イ）のとおり、指定医個人への不当な圧迫及び干渉のおそれがあることからすると、上記情報は、通常他人に知られたくない、個人の機微に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文後段に該当し、また、指定医は特別職の公務員であるが、当該医師の所属は公務員の職務の遂行に関する情報であるとはいえず、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

ウ 診察命令書（2名分）について

(ア) 指定医氏名について

診察命令書（2名分）には、診察を行った指定医の氏名が記載されている。

実施機関は、上記情報が条例第8条第2号に該当するため不開示であると主張するが、上記情報については、上記イ（イ）と同様、条例第8条第6号柱書に該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 日付について

診察命令書（2名分）には、指定医に、措置診察を命じた日付が記載されている。

上記情報は、それ自体では、特定の個人を識別することはできないが、上記書面に記載された被通報者の氏名等と一体として、被通報者の個人に関する情報であり、措置診察が、精神障害又はその疑いがある、極めて限られた者を対象に行われることからすると、措置診察を受けた時期を示す上記情報は、通常他人に知られたくない、個人の機微に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 居住地、性別、氏名及び生年月日（年齢）について

診察命令書（2名分）の、被診察者欄中の居住地、性別、氏名及び生年月日（年齢）の各欄には、いずれも被通報者の情報が記載されている。

上記情報は、一体として被通報者の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文前段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(エ) 現在場所、診察の日時及び診察の場所について

診察命令書（2名分）の、被診察者欄中の現在場所、診察の日時及び診察の場所の各欄には、被通報者の身柄があった場所、診察を受けた日時及び診察を受けた場所が記載されている。

上記情報は、それ自体では、特定の個人を識別することはできないが、上記書面に記載された被通報者の氏名等と一体として、被通報者の個人に関する情報であり、措置診察が、精神障害又はその疑いがある、極めて限られた者を対象に行われることからすると、上記情報は、通常他人に知られたくない、個人の機微に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

エ 診察実施通知書について

(ア) 日付について

診察実施通知書には、当該文書の施行日及び保護通知書の施行日が記載されている。

上記情報は、それ自体では、特定の個人を識別することはできないが、上記書面に記載された被通報者の氏名等と一体として、被通報者の個人に

関する情報であり、措置診察の前提となる通報及び事前調査が、精神障害又はその疑いがある、極めて限られた者を対象に行われることからすると、通報及び事前調査を受けた時期を示す上記情報は、通常他人に知られたくない、個人の機微に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(イ) 関係者に関する情報について

診察実施通知書には、関係者に関する情報が記載されている。

ところで、措置診察が、精神障害又はその疑いがある、極めて限られた者を対象に行われることからすると、上記情報は、被通報者及び関係者にとって秘匿すべき必要性が高く、その意に反し、みだりに開示されないとの期待に対する保護の必要性が極めて高い上、関係者は、精神障害者の行為について、各種責任を負うおそれがあることからすると、上記情報は、通常他人に知られたくない、個人の機微に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 氏名及び住所について

診察実施通知書には、被通報者の氏名のほか、診察を受ける者欄中の氏名及び住所の各欄には、被通報者の氏名及び住所が記載されている。

上記情報は、被通報者の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文前段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(エ) 日時及び場所について

診察実施通知書の、日時及び場所の各欄には、被通報者が診察を受けた日時及び診察を受けた場所が記載されている。

上記情報は、上記ウ（エ）と同様、条例第8条第2号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(オ) 指定医氏名について

診察実施通知書の、精神保健指定医欄には、診察を行った指定医の氏名が記載されている。

実施機関は、上記情報が条例第8条第2号に該当するため不開示であると主張するが、上記情報については、上記イ（イ）と同様、条例第8条第6号柱書に該当し、不開示とすることが妥当である。

オ 事前調査書について

(ア) 日付について

事前調査書には、事前調査の報告日及び保護通知書の施行日が記載されている。

上記情報は、それ自体では、特定の個人を識別することはできないが、当該書面に記載された被通報者の氏名等と一体として、被通報者の個人に関する情報であり、措置診察の前提となる通報及び事前調査が、精神障害又はその疑いがある、極めて限られた者を対象に行われることからすると、通報及び事前調査を受けた時期を示す上記情報は、通常他人に知られたくない、個人の機微に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(イ) 氏名（性別）、生年月日（年齢）及び現住所について

事前調査書の、本人氏名等欄中の氏名（性別）、生年月日（年齢）及び現住所の各欄には、いずれも被通報者に関する情報が記載されている。

上記情報は、上記エ（ウ）と同様、条例第8条第2号本文前段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 現在地、職業、本籍及び調査に当たっての面接の有無及び調査年月日について

事前調査書の、本人氏名等欄中の現在地、職業、本籍及び調査に当たっての面接の有無の各欄には、いずれも被通報者に関する情報が記載されている。

また、上記書面の、調査年月日の欄には、事前調査をした日時が記載されている。

上記情報は、それ自体では、特定の個人を識別することはできないが、当該書面に記載された被通報者の氏名等と一体として、被通報者の個人に関する情報であり、措置診察の前提となる事前調査が、精神障害又はその疑いがある、極めて限られた者を対象に行われることからすると、上記情報は、通常他人に知られたくない、個人の機微に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(エ) 現に本人の保護の任に当たっている者欄について

事前調査書の、現に本人の保護の任に当たっている者欄には、現に本人の保護の任に当たっている者に関する情報が記載されている。

ところで、措置診察とその前提となる事前調査が、精神障害又はその疑いがある、極めて限られた者を対象に行われることからすると、上記情報は、被通報者及び現に本人の保護の任に当たっている者にとって秘匿すべき必要性が高く、その意に反し、みだりに開示されないとの期待に対する保護の必要性が極めて高い上、現に本人の保護の任に当たっている者は、精神障害者の行為について、各種責任を負うおそれがあることからすると、上記情報は、通常他人に知られたくない、個人の機微に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文後段に該当し、

また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(オ) 調査時の状況について

a 家庭の状況、家族構成、生活歴欄について

事前調査書の、調査時の状況欄中の、家庭の状況、家族構成、生活歴欄には、被通報者本人の生い立ち、学歴、通院歴及び居住する市町村名等の極めて詳細な情報が記載されている。

上記情報は、一体として被通報者の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文前段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

b 申請・通報等された原因、問題行動、現在の状況等及び現在までの主な治療歴の各欄について

事前調査書の、調査時の状況欄中の、申請・通報等された原因、問題行動、現在の状況等及び現在までの主な治療歴の各欄には、被通報者が通報された日時、通報に至るまでの被通報者の行動、面接時の状態、被通報者に関する既往歴、診療内容及び受診医療機関名等の情報が記載されている。

上記情報は、上記オ（ウ）と同様、条例第8条第2号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

c 事前調査にあたっての陳述者欄について

事前調査書の、調査時の状況欄中の、事前調査にあたっての陳述者欄には、事前調査において陳述した警察署の警察官及びその他の関係者に関する情報が記載されているため、以下陳述者ごとに検討する。

(a) 警察官の氏名について

警察官の氏名は、陳述者の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められ、条例第8条第2号本文前段に該当するが、陳述者は公務員であるため、当該情報は、法に基づく調査という、条例第8条第2号ただし書ハに定める公務員の職務の遂行に関する情報で

あると認められる。

しかし、上記警察署の警察官は、警部補以下の警察官であることから、同号ただし書ハ及び千葉県情報公開条例第8条第2号ハの警察職員を定める規則（以下「規則」という。）(1)により不開示とすることが妥当である。

(b) その他の関係者の職氏名について

事前調査書の、調査時の状況欄中の事前調査にあたっての陳述者欄には、公務員以外の者の職氏名が記載されている。

上記情報は、一体として陳述者の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文前段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(c) その他の関係者の情報について

事前調査書の、調査時の状況欄中の事前調査にあたっての陳述者欄には、上記(a)及び(b)以外に関係者に関する情報が記載されているが、特定の個人を識別することができるものとは認められない。

しかし、措置診察の前提となる事前調査が、精神障害又はその疑いがある、極めて限られた者を対象に行われることからすると、上記情報は、被通報者及び被通報者の関係者にとって通常他人に知られたくない、個人の機微に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

d 主治医との連絡欄について

事前調査書の、調査時の状況欄中の主治医との連絡欄には、主治医に関する情報が記載されている。

上記情報は、被通報者の診療状況を示すものであり、通常他人に知られたくない、個人の身体、健康に関する極めて機微な情報であって、

公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

e 別紙について

事前調査書中の、別紙には、被通報者の治療歴に関する情報が記載されている。

上記情報は、被通報者の個人に関する情報であるが、特定の個人を識別することができるものとは認められない。

しかし、上記情報は、被通報者の診療状況を示すものであるため、上記dと同様、条例第8条第2号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

カ 通報受書について

(ア) 通報者氏名について

通報受書の、通報者に関する職・氏名欄には、通報を行った警察署の警察官の氏名が記載されている。

上記情報は、上記オ（オ）c（a）と同様、条例第8条第2号ただし書ハ及び規則（1）により不開示とすることが妥当である。

(イ) 氏名、性別、生年月日、年齢、住所及び電話番号について

通報受書の、被通報者欄中の氏名、性別、生年月日、年齢及び住所の各欄には、被通報者に関する情報がそれぞれ記載されている。

また、上記書面の欄外には、被通報者の電話番号が記載されている。

上記情報は、一体として被通報者の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文前段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 保健所受理日時、通報日時、本籍、職業、保護場所、保護した日時、保護した場所、保護した原因、問題行動及び現在の状態、入院歴等及び備考について

通報受書の欄外には、柏市保健所が通報を受理した日時が記載されている。

また、上記書面の通報受書の、通報日時、被通報者欄中の本籍及び職業、保護した日時、保護した場所、保護した原因、問題行動及び現在の状態、入院歴等及び備考の各欄には、いずれも被通報者に関する情報が記載されている。

上記情報は、それ自体では、特定の個人を識別することはできないが、上記書面に記載された被通報者の氏名等と一体として、被通報者の個人に関する情報であり、措置診察の前提となる通報及び保護が、精神障害又はその疑いがある、極めて限られた者を対象に行われることからすると、上記情報は、通常他人に知られたくない、個人の機微に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(エ) 保護者欄等について

通報受書の、保護者欄、被通報者欄中の保護場所欄及び欄外には、被通報者の保護者に関する情報が記載されている。

ところで、措置診察の前提となる通報及び保護が、精神障害又はその疑いがある、極めて限られた者を対象に行われることからすると、上記情報は、被通報者及び現に本人の保護の任に当たっている者にとって秘匿すべき必要性が高く、その意に反し、みだりに開示されないとの期待に対する保護の必要性が極めて高い上、現に本人の保護の任に当たっている者は、精神障害者の行為について、各種責任を負うおそれがあることからすると、上記情報は、通常他人に知られたくない、個人の機微に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(オ) 番号について

通報受書の欄外には、番号が記載されているが、当審査会が確認したところ、上記情報は、条例に規定する不開示情報に該当しないことから、開示すべきである。

キ 送付書の日付について

送付書には、被通報者が通報された時期を示す施行日及び收受日が記載されている。

上記情報は、それ自体では、特定の個人を識別することはできないが、送付書と一組と見るべき保護通知書に記載された、被通報者の氏名等と一体として、被通報者の個人に関する情報であり、措置診察の前提となる通報が、精神障害又はその疑いがある、極めて限られた者を対象に行われることからすると、上記情報は、通常他人に知られたくない、個人の機微に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

ク 保護通知書について

(ア) 日付について

保護通知書に記載されている、施行日及び收受日は、当該書面に記載された被通報者の氏名等と一体として、被通報者の個人に関する情報であるが、特定の個人を識別することができるものとは認められない。

しかし、措置診察の前提となる通報が、精神障害又はその疑いがある、極めて限られた者を対象に行われることからすると、通報された時期を示す上記情報は、通常他人に知られたくない、個人の機微に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(イ) 氏名、生年月日、年齢及び住所について

保護通知書の、被保護者欄中の、氏名年令及び住所の各欄には、被通報者の氏名、生年月日、年齢及び住所が記載されている。

上記情報は、上記エ（ウ）と同様、条例第8条第2号本文前段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 保護の事由、保護の場所、保護の日時、引渡の日時、職業氏名及び住所について

保護通知書の、保護の事由、保護の場所、保護の日時、引渡の日時及び引渡先欄中の職業氏名及び住所の各欄には、いずれも被通報者に関する情報が記載されている。

上記情報は、上記カ（ウ）と同様、条例第8条第2号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

ケ 通報受付書について

(ア) 通報者氏名及び担当者氏名について

通報受付書の、通報者に関する職・氏名及び被通報者欄中の保護場所の各欄には、通報を行った警察署の警察官の氏名が記載されている。

上記情報は、上記オ（オ）c（a）と同様、条例第8条第2号ただし書ハ及び規則（1）により不開示とすることが妥当である。

(イ) 氏名、性別、生年月日、年齢及び住所について

通報受付書の、被通報者欄中の氏名、性別、生年月日、年齢及び住所の各欄には、被通報者に関する情報がそれぞれ記載されている。

上記情報は、上記エ（ウ）と同様、条例第8条第2号本文前段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 保護場所について

通報受付書の、被通報者欄中の保護場所欄には、被通報者が通報後に保護されていた場所が記載されている。

上記情報は、当該書面に記載された被通報者の氏名等と一体をなす情報であり、被通報者の個人に関する情報であるが、特定の個人を識別することができるものとは認められない。

また、被通報者が、通報後に保護されていた場所は、本件対象文書の開示部分から既に明らかになっているため、上記情報を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとも認められない。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文には該当しないため、開示すべきである。

(エ) 通報日時、本籍、職業、保護した日時、保護した場所、保護した原因、問題行動及び現在の状態、入院歴等及び備考について

通報受付書の、通報日時、被通報者欄中の本籍及び職業、保護した日時、保護した場所、保護した原因、問題行動及び現在の状態、入院歴等及び備考の各欄には、いずれも被通報者に関する情報が記載されている。

上記情報は、上記カ（ウ）と同様、条例第8条第2号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(オ) 保護者欄について

通報受書の、保護者欄には、被通報者の保護者に関する情報が記載されている。

上記情報は、上記カ（エ）と同様、条例第8条第2号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(2) 本件対象文書2について

ア 起案用紙（その一）の日付について

起案用紙（その一）の、收受日等の各欄には、それぞれ收受等を行った年月日が記載されている。

ところで、收受日等は、措置入院の決定を受けた者（以下「本人」という。が措置入院の決定を受けた時期に近接した日付であることから、それ自体では、特定の個人を識別することはできないが、診断書と一体として、本人の個人に関する情報であり、措置入院が、精神障害者であり、かつ、自身を傷つけ又は

他人に害を及ぼすおそれがある、極めて限られた者を対象に行われることからすると、上記情報は、通常他人に知られたくない、個人の機微に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

イ 起案用紙（その二）の日付について

起案用紙（その二）には、措置診察を行った日付が記載されている。

上記情報は、それ自体では、特定の個人を識別することはできないが、診断書に記載された本人の氏名等と一体として、本人の個人に関する情報であり、措置診察が、精神障害又はその疑いがある、極めて限られた者を対象に行われることからすると、上記情報は、通常他人に知られたくない、個人の機微に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

ウ 診断書について

(ア) 氏名（性別）、生年月日（年齢）及び住所について

診断書の、被診察者欄中の氏名（性別）、生年月日（年齢）及び住所の各欄には、いずれも本人の情報が記載されており、上記情報は、本人の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文前段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(イ) 指定医氏名及び印影について

診断書の、精神保健指定医氏名欄には、診察を行った指定医の署名及び印影が記載されている。

実施機関は、上記情報が条例第8条第2号に該当するため不開示であると主張するが、上記情報は、上記（1）イ（イ）と同様、条例第8条第6号柱書に該当し、不開示とすることが妥当である。

（ウ）診察に立会った者欄について

診断書の、診察に立会った者欄には、診察に立会った者に関する情報が記載されている。

上記情報は、上記（1）オ（エ）と同様、条例第8条第2号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

（エ）その他の記載について

診断書には、上記情報欄のほか、別表1に記載されているとおりの情報欄があり、本人の職業、私生活の状況、入院期間、重大な問題行動及び診察時の状況等が記載されている。

上記情報は、上記（2）イと同様、条例第8条第2号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

エ 措置入院決定通知書について

（ア）氏名、生年月日（年齢）、住所及び公費負担医療の受給者番号について

措置入院決定通知書の、氏名、生年月日（年齢）、住所及び公費負担医療の受給者番号の各欄には、いずれも本人の情報が記載されており、上記情報は、本人の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文前段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

（イ）日付、医療機関名、措置入院年月日及び定期病状報告提出時期（初回）について

措置入院決定通知書には、本人が措置入院の決定を受けた時期を示す施行日及び定期病状報告提出時期（初回）並びに措置入院年月日及び措置入院先医療機関名が記載されている。

上記情報は、それ自体では、特定の個人を識別することはできないが、上記書面に記載された本人の氏名等と一体として、本人の個人に関する情報であり、措置入院が、精神障害者であり、かつ、自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがある、極めて限られた者を対象に行われることからすると、上記情報は、通常他人に知られたくない、個人の機微に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

オ 移送に際してのお知らせについて

(ア) 氏名について

移送に際してのお知らせには、本人の氏名が記載されており、当該情報は、上記(2)ウ(ア)と同様、条例第8条第2号本文前段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(イ) 日付、移送先医療機関名及び住所について

移送に際してのお知らせには、本人が措置入院の決定を受けた時期を示す施行日、医療機関名及び移送先の住所が記載されている。

上記情報は、上記(2)エ(イ)と同様、条例第8条第2号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

カ 措置入院命令書について

(ア) 住所及び氏名について

措置入院命令書の、住所及び氏名の各欄には、本人の住所及び氏名が記載されており、上記情報は、上記(2)ウ(ア)と同様、条例第8条第2号本文前段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(イ) 日付、入院年月日、入院すべき病院の所在地及び名称について

措置入院命令書には、本人が措置入院の決定を受けた時期を示す施行日、入院年月日、入院すべき病院の所在地及び名称が記載されている。

上記情報は、上記（２）エ（イ）と同様、条例第８条第２号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

キ 診察結果通知書（保健所）について

（ア）管轄保健所名について

診察結果通知書（保健所）には、措置入院先を管轄する保健所名が記載されている。

上記情報は、上記書面に記載された本人の氏名等と一体をなす情報であり、本人の個人に関する情報であるが、特定の個人を識別することができるものとは認められない。

また、上記保健所名からは、当該保健所の管轄地域内に本人の措置入院先が存在していることが判別できるのみであり、上記情報を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとも認められない。

したがって、上記情報は、条例第８条第２号本文には該当しないため、開示すべきである。

（イ）措置入院者欄について

診察結果通知書（保健所）の、措置入院者欄中の、氏名、性別、生年月日（年齢）及び住所の各欄には、本人の氏名、性別、生年月日、年齢及び住所が記載されており、上記情報は、一体として本人の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、上記情報は、条例第８条第２号本文前段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

（ウ）日付、入院病院名及び入院年月日について

診察結果通知書（保健所）には、本人が措置入院の決定を受けた時期を示す施行日、入院病院名及び入院年月日が記載されている。

上記情報は、上記（２）エ（イ）と同様、条例第８条第２号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

ク 診察結果通知書（関係者）について

（ア）関係者に関する情報について

診察結果通知書（関係者）には、関係者に関する情報が記載されている。

ところで、措置入院が、精神障害者であり、かつ、自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがある、極めて限られた者を対象に行われることからすると、上記情報は、本人及び関係者にとって秘匿すべき必要性が高く、その意に反し、みだりに開示されないとの期待に対する保護の必要性が極めて高い上、関係者は、精神障害者の行為について、各種責任を負うおそれがあることからすると、上記情報は、通常他人に知られたくない、個人の機微に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

（イ）氏名について

診察結果通知書（関係者）の、被診察者氏名欄には、本人の氏名が記載されており、上記情報は、上記（2）ウ（ア）と同様、条例第8条第2号本文前段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

（ウ）日付、入院年月日及び病院名について

診察結果通知書（関係者）には、本人が措置入院の決定を受けた時期を示す施行日、入院年月日及び病院名が記載されている。

上記情報は、上記（2）エ（イ）と同様、条例第8条第2号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

ケ 報告書について

（ア）氏名、性別、生年月日、年齢、住所及び公費負担医療の受給者番号について

報告書の、氏名フリガナ、対象者氏名・性別、対象者生年月日・年齢、対象者住所（国籍）及びその他の各欄には、本人の氏名の振り仮名、本人の氏名、性別、生年月日、年齢、住所及び公費負担医療の受給者番号が記載されている。

上記情報は、上記（２）ウ（ア）と同様、条例第８条第２号本文前段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

（イ）指定医氏名について

報告書の、指定医の診察実施欄中の指定医氏名欄には、診察を行った指定医の氏名が記載されている。

実施機関は、上記情報が条例第８条第２号に該当するため不開示であると主張するが、上記情報は、上記（１）イ（イ）と同様、条例第８条第６号柱書に該当し、不開示とすることが妥当である。

（ウ）指定医の勤務先について

また、報告書の、指定医の診察実施欄中の所属欄には、診察を行った指定医の勤務先が記載されている。

上記情報は、上記（１）イ（ウ）と同様、条例第８条第２号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

（エ）その他の記載について

報告書には、上記情報欄のほか、別表１に記載されているとおりの情報欄があり、本人が措置入院の決定を受けた時期を示す施行日、通報受理日時、診察場所、診断名及び移送時の本人の状況等が記載されている。

上記情報は、上記（２）エ（イ）と同様、条例第８条第２号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

コ 診察記録票について

（ア）氏名（性別）及び生年月日（年齢）について

診察記録票の、フリガナ氏名（性別）及び生年月日（年齢）の各欄には、本人の氏名の振り仮名、本人の氏名、性別、生年月日及び年齢が記載されている。

上記情報は、上記（２）ウ（ア）と同様、条例第８条第２号本文前段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(イ) 指定医氏名について

診察記録票の、移送の手續における行動制限欄及びその他特記事項欄中の指定医氏名欄には、診察を行った指定医の氏名が記載されている。

実施機関は、上記情報が条例第8条第2号に該当するため不開示であると主張するが、上記情報は、上記(1)イ(イ)と同様、条例第8条第6号柱書に該当し、不開示とすることが妥当である。

(ウ) その他の記載について

診察記録票には、上記情報欄のほか、別表1に記載されているとおりの情報欄があり、移送に伴う行動制限の有無、行動制限の方法、本人の症状、移送の開示日時及び医師の同乗の有無等が記載されている。

上記情報は、上記(2)エ(イ)と同様、条例第8条第2号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

サ 移送記録票について

(ア) 氏名(性別)及び生年月日(年齢)について

移送記録票の、フリガナ氏名(性別)及び生年月日(年齢)の各欄には、本人の氏名の振り仮名、本人の氏名、性別、生年月日及び年齢が記載されている。

上記情報は、上記(2)ウ(ア)と同様、条例第8条第2号本文前段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(イ) 保護者欄について

移送記録票の、保護者欄には、措置入院者の保護者に関する情報が記載されている。

上記情報は、上記(2)ク(ア)と同様、条例第8条第2号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(ウ) その他の記載について

移送記録票には、上記情報欄のほか、別表1に記載されているとおりの情報欄があり、移送開始及び終了、搬送の概要、搬送先、補助者に関する事項

及び行動制限の有無、その他特記事項が記載されている。

上記情報は、上記（２）エ（イ）と同様、条例第８条第２号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

3 本件対象文書の特定について

異議申立人は、対象文書が本件決定で特定された分で尽くされるとは到底考えられないなどと主張している。

この点、実施機関は、本件対象文書以外には文書を収発していない旨説明するところ、当審査会が、実施機関に対し文書を再度探索するよう求めたが、本件請求の対象となる文書は発見できなかったとのことであった。

また、本件において、本件対象文書以外に本件請求の対象となる文書が存在することをうかがわせるような事情も認められない。

したがって、実施機関の対象文書の特定に関する決定は、妥当である。

4 異議申立人のその余の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

5 結論

よって、実施機関は、本件決定で不開示とした情報のうち、別表２に掲げる情報は開示すべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成27年10月 7日	諮問書の受理
平成27年12月 7日	実施機関の理由説明書の受理
平成28年 1月12日	異議申立人の意見書の受理
平成29年 4月26日	審議
平成29年 5月24日	審議
平成29年 6月28日	審議
平成29年 7月26日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
木村 琢磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	部会長職務代理者
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
日名子 暁	弁護士	

(五十音順)

別表 1

対象文書名		不開示とした部分
本件対象文書 1	1 起案用紙 (その一)	<ul style="list-style-type: none"> ・日付 (収受日、起案日、決裁日、施行日)
	2 起案用紙 (その二)	<ul style="list-style-type: none"> ・日付 (通報日) ・指定医氏名、所属
	3 診察命令書 (2名分)	<ul style="list-style-type: none"> ・指定医氏名 ・日付 (措置診察命令日) ・被診察者の居住地、現在場所、性別、氏名、生年月日、年齢 ・診察の日時 ・診察の場所
	4 診察実施通知書	<ul style="list-style-type: none"> ・日付 (施行日、保護通知書の施行日) ・保護者氏名 ・診察を受ける者の氏名、住所 ・日時 ・精神保健指定医氏名 ・場所
	5 事前調査書	<ul style="list-style-type: none"> ・日付 (報告日、保護通知書の施行日) ・本人の氏名、性別、生年月日、年齢、現在地、職業、本籍、現住所、調査に当たっての面接の有無 ・現に保護の任に当たっている者の氏名、性別、生年月日、年齢、続柄、職業、本籍、現住所、調査に当たっての面接の有無 ・調査年月日 <p><調査時の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭の状況、家族構成、生活歴 ・申請・通報等された原因、問題行動、現在の状況等 ・現在までの主な治療歴 ・事前調査にあたっての陳述者 ・主治医との連絡欄 (氏名、連絡先等、主治医意見) ・別紙

対象文書名	不開示とした部分
6 通報受書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通報日時 ・ 通報者氏名 ・ 被通報者氏名、性別、生年月日、年齢、本籍、職業、住所、保護場所 ・ 保護者氏名、性別、生年月日、年齢、住所、続柄 ・ 保護した日時 ・ 保護した場所 ・ 保護した原因 ・ 問題行動及び現在の状態 ・ 入院歴等 ・ 備考 ・ 欄外 (保健所受理日時、被通報者及び保護者の電話番号、番号)
7 送付書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日付 (施行日、收受日)
8 保護通知書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日付 (施行日、收受日) ・ 被保護者氏名、生年月日、年齢、住所 ・ 保護の事由 ・ 保護の場所 ・ 保護の日時 ・ 引渡の日時 ・ 引渡先 (職業氏名、住所)
9 通報受付書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通報日時 ・ 通報者氏名 ・ 被通報者氏名、性別、生年月日、年齢、本籍、職業、住所、保護場所、担当者氏名 ・ 保護者氏名、性別、生年月日、年齢、住所、続柄 ・ 保護した日時 ・ 保護した場所 ・ 保護した原因 ・ 問題行動及び現在の状態 ・ 入院歴等 ・ 備考

対象文書名	不開示とした部分	
本件対象文書 2	1 起案用紙 (その一)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日付 (収受日、起案日、決裁日、施行日)
	2 起案用紙 (その二)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日付 (措置診察日)
	3 診断書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請等の添付資料の有無 ・ 被診察者の氏名、性別、生年月日、年齢、住所、職業 ・ 病名 ・ 生活歴及び現病歴 ・ 初回入院期間 ・ 重大な問題行動 ・ 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像 ・ 診察時の特記事項 ・ 指定医署名 (日付、氏名)、印影 ・ 収受日 ・ 診察に立会った者の氏名、続柄又は職業、年齢 ・ 診察場所 ・ 診察日時 ・ 行政庁の措置 ・ 行政庁メモ欄
	4 措置入院決定通知書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日付 (施行日) ・ 医療機関名 ・ 氏名 ・ 生年月日、年齢 ・ 住所 ・ 措置入院年月日 ・ 公費負担医療の受給者番号 ・ 定期病状報告提出時期 (初回)
	5 移送に際してのお知らせ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日付 (施行日) ・ 氏名 ・ 医療機関名 ・ 移送先の住所
	6 措置入院命令書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住所 ・ 氏名 ・ 日付 (措置入院命令日) ・ 入院年月日 ・ 入院すべき病院の所在地、名称
	7 診察結果通知書 (保健所)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日付 (施行日) ・ 管轄保健所名 ・ 措置入院者の氏名、性別、生年月日、年齢、住所 ・ 入院病院名 ・ 入院年月日

対象文書名	不開示とした部分
8 診察結果通知書 (関係者)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日付 (施行日、措置診察日) ・ 関係者情報 ・ 被診察者氏名 ・ 入院年月日 ・ 病院名
9 報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日付 (施行日) ・ 受理年月日及び時間 ・ 氏名フリガナ ・ 対象者氏名・性別 ・ 対象者生年月日・年齢 ・ 対象者住所 (国籍) <p><指定医の診察実施></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 診察日時、診察場所、指定医氏名、所属、指定医の診断名、診察結果 <p><移送等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移送の有無 (移送区間) ・ 身体的拘束の有無 <ul style="list-style-type: none"> ・ その他 (公費負担医療の受給者番号)
10 診察記録票	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名、性別 ・ 生年月日、年齢 ・ 移送の手続きにおける行動制限 (行動制限の有無、症状、開始日時) ・ 指定医氏名 ・ その他特記事項 <p><保健所メモ欄></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行動制限の内容・方法 ・ 医師の同乗 ・ 到着時間 (移送時間)
11 移送記録票	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名、性別 ・ 生年月日、年齢 ・ 移送開始及び終了 ・ 搬送の概要 ・ 搬送先の指定病院の名称、所在地 ・ 補助者の氏名、職種 ・ 行動制限の有無 ・ その他の特記事項 ・ 保護者に関する情報

別表 2

対象文書名		開示すべき情報
本件対象文書 1	6 通報受書	・ 欄外 (番号)
	9 通報受付書	・ 保護場所
本件対象文書 2	7 診察結果通知書 (保健所)	・ 管轄保健所名